

# 住民税非課税世帯・非課税相当となった世帯の方へ 「臨時特別給付金」を支給します

新型コロナの影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します。

### 支 給 額 1世帯<u>につき10万円</u>

# 申請期限 9月30日金まで

#### 支給対象世帯

- ▷住民税非課税世帯…基準日(令和3年12月10日)に おいて住民基本台帳に記録されており、令和3年度 住民税非課税者のみで構成される世帯
- ○家計急変世帯…新型コロナの影響を受けて家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯
- \*住民税非課税相当…世帯員全員のそれぞれの年収見 込額(令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12 倍)が市民税均等割非課税水準以下

#### 申請方法

- ▶住民税非課税世帯…支給対象世帯に確認書を送付します。記載内容を確認の上、返送してください。
- ▷家計急変世帯…下記窓口へお問い合わせください。
- \*感染症対策のため、郵送での申請をお願いします。

#### 問い合わせ・申請先

非課税世帯等給付金窓口 内線2989 (土・日・祝日を除く) 9:00~17:00



## 子育て世帯への臨時特別給付金の申請をお忘れなく/

新型コロナの影響が長期化する中、子育て世帯を支援するための臨時特別給付金を支給しています。支給対象となる方へは申請書類を送付していますので、ご確認ください。

支給額…児童1人につき10万円(全額現金で一括給付) 支給対象者…〇歳から18歳までの児童を養育する保護 者のうち、生計を維持する程度の高い方(児童手当 受給者もしくはそれに準ずる方)

\*他市町村から支給を受けた(受ける)児童の分は、 重複して支給を受けることができません。 申請期限…3月31日休まで(郵送の場合は必着)

- \*申請書類が届いていない場合は、お問い合わせください。
- \*詳しくは、市ホームページ(右QRコード)をご確認ください。

**問い合わせ・申請先**…子育て支援課 内線2488

### 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない方へ

### 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

再支給可能

申請期限延長

新型コロナの影響が長期化する中、すでに総合支援資金の再貸付の終了などにより、特例貸付を利用できない 世帯等へ、就職活動等を行うことなどを条件に自立支援金を最大3カ月間支給します。

### 支給対象者(\*④の対象者が追加されました)

- ①総合支援資金の再貸付を借り終わった方/3月までに借り終わる方
- ②総合支援資金の再貸付が不承認となった方
- ③総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込 みにいたらなかった方
- ④緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付を借り 終わった方/3月までに借り終わる方(再貸付を申 請中・利用中の場合を除く)

\*左記に該当した上で、<u>収入・資産・</u>求職等の要件が あります。

### 申請期限…3月31日休まで

\*支給要件などの詳細は、市ホームページ (右QRコード)をご確認いただくか、お 問い合わせください。



### 問い合わせ先

▶自立支援金相談コールセンター TeL0120-46-8030▶自立相談支援窓口(福祉政策課内) TeL35-2166\*受付時間…9:00~17:00(土・日・祝日を除く)